

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月1日
【会社名】	株式会社みずほフィナンシャルグループ
【英訳名】	Mizuho Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 塚本 隆史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【電話番号】	東京03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部次長 田中 千弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【電話番号】	東京03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部次長 田中 千弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

平成21年7月1日(水)開催の当社取締役会において、当社普通株式について、海外市場(ただし、米国においては適格機関投資家、カナダにおいては適格投資家に対する販売に限る。)における募集(以下「海外募集」という。)が決議され、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、海外募集の決議と同時に、当社普通株式の日本国内における一般募集(以下「国内一般募集」という。)及びオーバーアロットメントによる国内売出し並びに野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことが決議されております。

2【報告内容】

イ 株式の種類	当社普通株式
ロ 発行数	下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式1,500,000,000株 (1)下記記載の海外当初買取引受会場の買取引受けの対象株式として当社普通株式1,304,400,000株 (2)下記記載の海外当初買取引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式195,600,000株 なお、国内一般募集を含めた各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、平成21年7月15日(水)から平成21年7月17日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
ハ 発行価格	未定 (日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。)
ニ 発行価額 (会社法上の払込金額)	未定 (日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。)
ホ 資本組入額	未定 (資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を発行数で除した金額とする。)
ヘ 発行価額の総額	未定
ト 資本組入額の総額	未定 (資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。)

チ 株式の内容	<p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株 当社は普通株式と異なる種類の株式として、第十一種優先株式、第十二種優先株式及び第十三種優先株式（以下「優先株式」と総称する。）についての定めを定款に定めている。</p> <p>優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有していない（ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。）。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。</p>						
リ 発行方法	<p>J.P. Morgan Securities Ltd.（以下「海外当初買取引受会社」という。）が海外募集に係る新株式の全株式について買取引受けし、Mizuho International plc、J.P. Morgan Securities Ltd.、Merrill Lynch International、Goldman Sachs International、Morgan Stanley & Co. International plc及びUBS Limitedを共同主幹事会社とする引受人（以下「海外引受会社」という。）が当該株式の海外募集の取扱いを行い、残株が生じた場合には海外引受会社が海外当初買取引受会社よりこれを個別に引受ける。また、海外当初買取引受会社に上記口(2)記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。ただし、海外当初買取引受会社はジョイント・グローバル・コーディネーター（みずほ証券株式会社、野村證券株式会社、JPモルガン証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社）の指示に従って当該当社普通株式を買取る権利の行使を行うものとする。</p>						
ヌ 引受人の名称	<p>Mizuho International plc J.P. Morgan Securities Ltd. Merrill Lynch International Goldman Sachs International Morgan Stanley & Co. International plc UBS Limited Barclays Bank PLC Citigroup Global Markets Limited Deutsche Bank AG</p>						
ル 募集を行う地域	<p>海外市場（ただし、米国においては適格機関投資家、カナダにおいては適格投資家に対する販売に限る。）</p>						
ヲ 新規発行による手取金の額及び使途	<p>(1) 手取金の額</p> <table border="0"> <tr> <td>払込金額の総額上限</td> <td>329,280,000,000円（見込）</td> </tr> <tr> <td>発行諸費用の概算額上限</td> <td>1,730,480,000円（見込）</td> </tr> <tr> <td>差引手取概算額上限</td> <td>327,549,520,000円（見込）</td> </tr> </table> <p>なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、平成21年6月26日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額である。</p> <p>また、上記口(2)記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合を想定した見込額である。</p> <p>(2) 手取金の使途</p> <p>上記差引手取概算額上限327,549,520,000円については、海外募集と同日付をもって当社取締役会で決議された、国内一般募集の差引手取概算額284,813,128,000円及び本件第三者割当増資の差引手取概算額上限42,720,282,000円と合わせ、差引手取概算額合計上限655,082,930,000円について、当社連結子会社への出資に充当する予定である。</p>	払込金額の総額上限	329,280,000,000円（見込）	発行諸費用の概算額上限	1,730,480,000円（見込）	差引手取概算額上限	327,549,520,000円（見込）
払込金額の総額上限	329,280,000,000円（見込）						
発行諸費用の概算額上限	1,730,480,000円（見込）						
差引手取概算額上限	327,549,520,000円（見込）						

- ワ 新規発行年月日
(払込期日) 平成21年7月23日(木)から平成21年7月27日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- カ 当該有価証券を金融商品
取引所に上場しようとする
場合における当該金融
商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社大阪証券取引所
ニューヨーク証券取引所(ADS形式による。)
- コ その他の事項 当社の発行済株式総数及び資本金の額(平成21年5月31日現在)
- | | |
|--------------|-----------------|
| 発行済株式総数 | 12,130,513,120株 |
| 普通株式 | 11,179,071,120株 |
| 第十一回第十一種優先株式 | 914,752,000株 |
| 第十三回第十三種優先株式 | 36,690,000株 |
| 資本金の額 | 1,540,965百万円 |
- (注) 当社は、取得請求権付優先株式及び新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は平成21年5月31日現在の数字を記載している。

安定操作に関する事項

1. 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は株式会社東京証券取引所です。